



被扶養者の

# 取消し手続きをお願いします

あなたの被扶養者となっている方が、次のようなケースに該当するときは被扶養者ではありませんので、勤務先の共済担当課を通じて、共済組合へ手続きをしてください。



## 1 就職したとき

被扶養者が就職して、勤め先の健康保険の被保険者となったとき

## 2 認定限度額である 年収130万円(月額108,334円)以上の収入があるとき\*

ここに注意! 年収が130万円未満でも3ヵ月平均の収入が108,334円以上の場合、取消しとなります。

- 例1 アルバイトの収入が3ヵ月連続で108,334円以上になってしまったとき ⇒ 最初に108,334円以上となった月の初日に取消し
- 例2 アルバイトの収入が3ヵ月平均で108,334円以上になってしまったとき ⇒ 3ヵ月平均で108,334円以上となった月の翌月初日に取消し

※60歳以上の被扶養者の場合は年額180万円(月額150,000円)  
 ※その年の12月31日時点で19歳以上23歳未満の方は年額150万円(配偶者は除く)



## 3 雇用保険を受給するとき

雇用保険を受給(給付日額が3,612円以上)することになったとき  
 ※60歳以上の被扶養者の場合は日額5,000円以上(他の収入がない場合)  
 ※その年の12月31日時点で19歳以上23歳未満の場合は日額4,167円以上

## 4 確定申告などにより、事業収入が増えたことがわかったとき

事業の年間収入額から、共済組合が必要と認める次の経費(所得税法上の必要経費として認められる経費ではありません)を控除した額を含む収入が年額130万円以上のとき

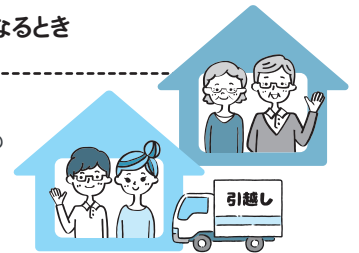
	認められる経費	認められない経費
農業 所得者	・小作料 ・賃借料 ・農具費 ・諸材料費 ・光熱給水費 ・消耗品費 ・作業衣服費 ・地代家賃 ・苗代 ・肥料代 ・給与 ・修繕費 ・農業費 ・土地改良費	・減価償却費 ・旅費 ・交通費 ・農業共済掛金 ・専従者給与 ・租税公課 ・通信費 ・運搬費 等
事業 所得者	・仕入 ・光熱給水費 ・消耗品費 ・給与 ・修繕費 ・地代家賃 ・管理費	・減価償却費 ・旅費交通費 ・車両費 ・接待交際費 ・広告宣伝費 ・専従者給与 ・図書新聞費 ・租税公課 ・通信費 ・福利厚生費 ・運搬費 ・研修費 等

## 5 年金額が増えたとき

年金額の改定等により、60歳以上の被扶養者の収入が年額180万円以上となる時

## 6 別居したとき

- ・同居が条件の被扶養者と別居(または世帯分離)したとき  
 ※組合員の配偶者(内縁関係を含む)、子、孫、兄弟姉妹、父母など、直系尊属以外の3親等内の親族は、同居していなければ被扶養者として認定できません。
- ・別居後、被扶養者の収入額を上回る仕送りがないうとき  
 ※仕送りは毎月、銀行等の金融機関からの振込みが必要です(手渡しは不可)。



## 7 個人事業を始めたとき

※収入状況により認定できる場合があります。

## 8 その他

離婚したときや死亡したとき

※認定取消日以降に医療機関等で受診していた場合、窓口でお支払いされた以外の共済組合が負担した額は、返還していただくことになりますのでご注意ください!